

# 廿日市市建設工事着手日選択型契約方式の試行に係る取扱要領

令和4年9月30日

告示第248号

## (趣旨)

第1条 この要領は、廿日市市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の一部において、受注者が一定の期間内で工事着手日を選択することができる契約方式（以下「本契約方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 本契約方式は、契約後から工事着手すべき期日まで一定の期間が確保できる工事のうち、市長が本契約方式を試行することが有利であると認めたものに適用する。

## (工事着手期限日及び工事着手日)

第3条 市長は、工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）をあらかじめ定めるものとする。

- 2 工事着手期限日は、契約見込日から起算し、90日以内とする。
- 3 落札者となるものは、契約見込日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（別記様式第1号）により市長に通知しなければならない。
- 4 第3項で定めた工事着手日については前倒しきれることとし、工事着手日変更申請書（別記様式第3号）及び変更協議に係る承諾書（別記様式第5号）により、発注者と受注者が協議したうえで変更契約する。

## (工期等の設定)

第4条 市長は、工事の完成に通常必要な日数を算定した所要工期に、契約見込日から起算し工事着手期限日までの日数を加算して工事完成の期限となる日の設定を行うものとする。

- 2 契約上の工期は、前条第3項による工事着手日に、前項の所要工期の

日数を加算して設定する。ただし、工期の終期日が廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）に定める市の休日にあたる場合は、その翌日とする。

3 通知された工事着手日から、必要な工期を確保することとし、工期の終期日を変更する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔令和7年告示251号〕）

（前払金の取扱い）

第5条 受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求できない。

（工事着手日前の取扱い）

第6条 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事に着手することはできない。

（技術者の取扱い）

第7条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとする。

2 受注者は、建設工事請負契約約款第10条に基づく「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」を工事着手日から14日以内に発注者に提出しなければならない。

3 コリンズへの登録は、工事着手日から土曜日、日曜及び国民の祝日を除き10日以内に行うものとする。

（経費の負担）

第8条 本契約方式の試行により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

（契約保証金）

第9条 契約保証の期間は、契約日から契約工期の終期日までとする。

（公告等への明示）

第10条 市長は、次の事項を公告へ明示する。（別紙1参照）

- (1) 本契約方式の対象工事であること。
  - (2) 第3条により定めた工事着手期限日。
  - (3) 第3条第3項、第3条第4項、第4条、第5条、第6条第2項、第7条、第8条及び第9条に関すること。
- (契約書への明示)

第11条 市長は、次の事項を契約書（特約事項）に明記する。（別紙3参照）

第5条、第6条第2項、第7条及び第8条に関すること。

（その他）

第12条 この要領の規定は、廿日市市測量・建設コンサルタント等発注事務処理要領（平成12年告示第32号）第12条の発注方法による契約について準用する。

2 前項の規定により、測量・建設コンサルタント等業務の契約について準用する場合は、次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	建設工事（以下「工事」という。）	測量・建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）
第2条	（対象工事）	（対象業務）
	工事着手すべき期日	業務着手すべき期日
	工事	業務
第3条	（工事着手期限日及び工事着手日）	（業務着手期限日及び業務着手日）
	工事着手期限日	業務着手期限日
	工事着手日	業務着手日
	工事着手日通知書（別記用様式1）	業務着手日通知書（別記用様式）
	工事着手日変更申請書（別記）	業務着手日変更申請書（別記）

	様式 3 ) 変更協議に係る承諾書（別記 様式 5 ）	様式 4 ) 変更協議に係る承諾書（別記 様式 6 ）
第 4 条	(工期等の設定)	(履行期間等の設定)
	所要工期	所要期間
	工事着手期限日	業務着手期限日
	工期	履行期間
	工事着手日	業務着手日
第 5 条	工事着手日	業務着手日
	対象工事	対象業務
第 6 条	(工事着手日前の取扱い)	(業務着手日前の取扱い)
	工事着手日	業務着手日
	当該工事現場	当該業務箇所
	工事着手日	業務着手日
第 7 条	工事着手日	業務着手日
	監理技術者又は主任技術者及び現場代理人	管理技術者、照査技術者及び担当技術者
	第 2 項	—
	第 3 項	—
第 8 条	工事着手日	業務着手日
	現場	業務箇所
第 9 条	工期	履行期間
第 10 条	(別紙 1 参照)	(別紙 2 参照)
	対象工事	対象業務
	「工事着手期限日」	「業務着手期限日」
第 11 条	(別紙 3 参照)	(別紙 4 参照)

3 この要領に定めのない事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年12月1日告示第251号）

この告示は、告示日から施行する。

担当課	課長	主幹	課長補佐	係長	監督員	契約担当

(別記)

様式第1号(第3条関係)

## 工事着手日通知書

(工事着手日選択型契約方式適用工事)

年 月 日

廿日市市長様

落札者 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

工事名	
工事場所	廿日市市
工事着手日	年 月 日

※ 落札決定日の翌日(廿日市市の休日を定める条例第1条第1項に規定する廿日市市の休日に当たるときは、その翌開庁日)までに提出すること。

◎工事着手日通知書

- ・受注者が工事着手日選択型契約方式適用工事の施工に着手する日を定めた場合に使用する。
- ・契約締結前に提出すること。

日 付 : 通知年月日  
宛 先 : 廿日市市長  
発 信 者 : 受注者住所氏名押印

1 工事名	契約書（請書）記載の「工事名」を転記
2 工事場所	契約書（請書）記載の「工事場所」を転記
3 着手年月日	工事に着手する予定年月日を記載

担当課	課長	主幹	課長補佐	係長	監督員	契約担当

様式第2号（第3条関係）

## 業務着手日通知書

(業務着手日選択型契約方式適用業務)

年　月　日

廿日市市長様

落札者　住所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり業務着手日を定めましたので通知します。

業務名	
履行場所	廿日市市
業務着手日	年　月　日

※ 落札決定日の翌日（廿日市市の休日を定める条例第1条第1項に規定する廿日市市の休日に当たるときは、その翌開庁日）までに提出すること。

◎業務着手日通知書

- ・受注者が業務着手日選択型契約方式適用業務の履行に着手する日を定めた場合に使用する。
- ・契約締結前に提出すること。

日 付 : 通知年月日  
宛 先 : 廿日市市長  
発 信 者 : 受注者住所氏名押印

1 業務名	契約書（請書）記載の「業務名」を転記
2 履行場所	契約書（請書）記載の「履行場所」を転記
3 着手年月日	業務に着手する予定年月日を記載

担当課	課長	主幹	課長補佐	係長	監督員	契約担当

様式第3号（第3条関係）

## 工事着手日変更申請書 (工事着手日選択型契約方式適用工事)

年　月　日

廿日市市長様

落札者　住所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を変更してください。

工事名	
工事場所	廿日市市
変更工事着手日	年　月　日

◎工事着手日変更申請書

- ・受注者が工事着手日選択型契約方式適用工事の施工に着手する日の変更を申請する場合に使用する。
- ・工事着手日前に提出すること。

日 付 : 通知年月日  
宛 先 : 廿日市市長  
発 信 者 : 受注者住所氏名押印

1 工事名	契約書（請書）記載の「工事名」を転記
2 工事場所	契約書（請書）記載の「工事場所」を転記
3 変更着手年月日	工事に着手する変更年月日を記載

担当課	課長	主幹	課長補佐	係長	監督員	契約担当

様式第4号（第3条関係）

## 業務着手日変更申請書

(業務着手日選択型契約方式適用業務)

年　月　日

廿日市市長様

落札者　住所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

次のとおり業務着手日を変更してください。

業務名			
履行場所	廿日市市		
変更業務着手日	年　月　日		

◎業務着手日変更申請書

- ・受注者が業務着手日選択型契約方式適用業務の履行に着手する日の変更を申請する場合に使用する。
- ・業務着手日前に提出すること。

日 付 : 通知年月日  
宛 先 : 廿日市市長  
発 信 者 : 受注者住所氏名押印

1 業務名	契約書（請書）記載の「業務名」を転記
2 履行場所	契約書（請書）記載の「履行場所」を転記
3 変更着手年月日	業務に着手する変更年月日を記載

担当課	課長	主幹	課長補佐	係長	監督員	契約担当
-----	----	----	------	----	-----	------

様式第5号（第3条関係）

## 変更協議に係る承諾書

（工事着手日選択型契約方式適用工事）

年　月　日

廿日市市長様

落札者　住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

年　月　日付けの工事着手日の変更に係る協議については、承諾します。

工事名	
工事場所	廿日市市
変更工事着手日	年　月　日

担当課	課長	主幹	課長補佐	係長	監督員	契約担当
-----	----	----	------	----	-----	------

様式第6号（第3条関係）

## 変更協議に係る承諾書

（業務着手日選択型契約方式適用業務）

年　月　日

廿日市市長様

落札者　住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

年　月　日付けの業務着手日の変更に係る協議については、承諾します。

業務名	
履行場所	廿日市市
変更業務着手日	年　月　日

## 工事着手日選択型契約方式について

本工事は、工事着手日選択型契約方式の対象工事であり、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ）を選択することができる。

### 1 本工事の工事着手期限日

本工事の工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）は、令和〇年〇月〇日とする。

### 2 工事着手日

- (1) 落札者となるものは、契約見込日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（別記様式第1号）により発注者に通知しなければならない。
- (2) 上記(1)で定めた工事着手日については前倒しできることとし、工事着手日変更申請書（別記様式第3号）及び変更協議に係る承諾書（別記様式第5号）により、発注者と受注者が協議したうえで変更契約する。

### 3 工期

工期の終期日は、令和〇年〇月〇日となる。なお、通知された工事着手日から、必要な所要期間を確保することとし、終期日を変更する。ただし、第4条第3項ただし書きを適用した場合は、契約締結後、業務の進捗状況を確認し、協議することとする。

### 4 前払金

受注者は、工事着手日前に對象工事の前払金を請求することはできない。

### 5 工事着手日前の取扱い

- (1) 契約日から工事着手日の前日までの工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

### 6 配置予定技術者の取扱い

- (1) 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとする。
- (2) 受注者は、建設工事請負契約約款第10条に基づく「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」を工事着手日から14日以内に発注者に提出するものとする。

### 7 コリンズへの登録

コリンズへの登録を工事着手日から10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に行う。

登録にあたっては、「契約工期」は全体工期、「実施工期」及び「技術者等の従事期間」は実工事期間の始期（工事着手日）から終期とする。

### 8 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

### 9 契約保証金

契約保証の期間は、契約日から工期の終期日までとする。

## 業務着手日選択型契約方式について

本業務は、業務着手日選択型契約方式の対象業務であり、受注者が一定の期間内で業務着手日（履行期間期日をいう。以下同じ）を選択することができる。

### 1 本業務の業務着手期限日

本業務の業務着手の期限となる日（以下「業務着手期限日」という。）は、令和〇年〇月〇日とする。

### 2 業務着手日

- (1) 落札者となるものは、契約見込日から業務着手期限日までの期間で、任意の日を業務着手日に定め、契約前に業務着手日通知書（様式第2号）により発注者に通知しなければならない。
- (2) 上記(1)で定めた業務着手日については前倒しできることとし、業務着手日変更申請書（別記様式第4号）及び変更協議に係る承諾書（別記様式第6号）により、発注者と受注者が協議したうえで変更契約する。

### 3 履行期間

履行期間の終期日は、令和〇年〇月〇日となる。なお、通知された業務着手日から、必要な所要期間を確保することとし、終期日を変更する。ただし、第4条第3項ただし書きを適用した場合は、契約締結後、業務の進捗状況を確認し、協議することとする。

### 4 前払金

受注者は、業務着手日前に対象業務の前払金を請求することはできない。

### 5 業務着手日前の取扱い

- (1) 契約日から業務着手日までの業務現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、契約日から業務着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、業務着手することはできない。

### 6 配置予定技術者の取扱い

契約日から業務着手日の前日までの期間は、管理技術者又は照査技術者を配置することを要しない。

### 7 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、業務着手日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

### 8 契約保証金

契約保証の期間は、契約日から履行期間の終期日までとする。

**特 約 事 項**  
(工事着手日選択型契約方式に関する事項)

- 1 受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。
- 2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。
- 3 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 本契約方式により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

**特 約 事 項**  
(業務着手日選択型契約方式に関する事項)

- 1 受注者は、業務着手日前に対象業務の前払金を請求することはできない。
- 2 受注者は、契約日から業務着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。
- 3 契約日から業務着手日の前日までの期間は、管理技術者又は照査技術者を配置することを要しない。
- 4 本契約方式により生じる経費は、業務着手日の前日までの業務箇所の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。